平成２２年（フ）第４３５号
秋田市牛島西２丁目10番２―34号
債務者　森合真理子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３７号
秋田市飯島川端１丁目８番７号
債務者　佐藤　麻衣（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８号
東京都国分寺市本町３丁目13番16号山彦荘205、申立時の住所福島市黒岩字弥生11番地の１
債務者　臼澤　由久
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
福島市黒岩字弥生11番地の１
債務者　臼澤　千晴
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
福島市仁井田字西下川原９番地の１　パークシティ桜堤103
債務者　渡辺　賢一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
福島市飯坂町湯野字太子前15番地の４
債務者　安達　吉美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
福島県二本松市向原264番地１
債務者　大内賀津雄
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２４９号
福島市笹谷字中田４番地の15
債務者　多勢　芳博
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
茨城県日立市十王町伊師本郷546番地２
債務者　佐藤美智代
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１６８号
茨城県日立市大久保町５丁目３番18号
債務者　堀江　寛子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０９号
群馬県桐生市広沢町１丁目2689番地の１
債務者　坂庭　由香
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４８２号
千葉県市川市大和田３丁目20番14号
債務者　松本　祐士
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６６号
千葉県八千代市大和田新田65番地31
債務者　平澤　次夫
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９４号
千葉県浦安市富士見２丁目11番45―201号　ジュネッタ８
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６７号
千葉市中央区白旗１丁目４番２棟502号
債務者　段木　康広
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９８３号
千葉県浦安市当代島２丁目20番27号　増田荘３
債務者　小川　栄三
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９８４号
千葉県浦安市当代島２丁目20番27号　増田荘３
債務者　小川　正美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１９号
千葉市中央区村田町732番地６
債務者　田所　　薫
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係